

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	79 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	77 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月から同年 12 月まで
会社を退職後、国民年金に加入し、保険料については、父が家族の分をまとめて納付組織を通じて納付していた記憶があるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、38 年間の長期間にわたり国民年金に加入し、申立期間を除き保険料をすべて納付している上、当時、同居していたとする両親及び兄についても未納が無いなど、その家庭の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を 49 年 3 月に過年度納付していることが特殊台帳により確認できる上、その時期は第 2 回特例納付実施期間であることや、申立人の納付意識の高さを考えると、申立期間のうち 46 年 2 月及び同年 3 月については特例納付で納付し、同年 4 月から同年 12 月までの期間については過年度納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立期間は 11 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から 58 年 8 月まで
申立期間については、乳飲み子を抱えて役所に国民年金の加入の手続に行き、保険料は役所の方が自宅まで集金に来てくれていたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 58 年 8 月について、オンライン記録及び申立人が所持している年金手帳によると、申立人が国民年金に任意加入したのは同年 9 月 1 日とされているが、役所の国民年金被保険者名簿には、同年 8 月 31 日付けで任意加入と記載されており、申立人は同年 8 月に任意加入したものと考えられる。

また、申立人は、国民年金加入期間において、申立期間を除き未納が無いことから納付意識が高かったものと認められ、納付意識の高い申立人が任意加入をしておきながら納付をしなかったとするのは不自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 57 年 11 月から 58 年 7 月までの期間については、申立人は、上述の年金手帳が役所で国民年金の加入手続時に交付されたものであるとしている上、加入手続時に抱えて行ったとする子は 57 年*月に生まれたとしていることから、申立期間当初の 57 年 11 月に申立人が国民年金の加入手続を行ったとは考え難い。

また、任意加入についてはさかのぼって加入できないことから、申立人が国民年金の任意加入手続を行ったと推認できる昭和 58 年 8 月時点では、申立期間のうち 58 年 7 月以前の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 8 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木厚生年金 事案 851～867・869～922（別添一覧表参照）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、＜申立期間＞（別添一覧表参照）については＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : ＜申立期間＞（別添一覧表参照）

A事業所から、申立てに係る賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないことが分かった。正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間＜申立期間＞（別添一覧表参照）について、A事業所が提出した賞与支払明細書から、申立人が事業主から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該賞与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、申立人の標準賞与額の記録を、＜申立期間＞（別添一覧表参照）は＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 71 件（別添一覧表参照）

(別紙)

項番	基礎年生	氏名	性別	生年生	住所	申立期間(賞与支給日)及び標準賞与額					備考
						平成15年生	平成15年生	平成16年生	平成16年生	平成17年生	
851		男		昭和43年生		506,000	506,000	520,000	516,000	535,000	
852		女		昭和17年生		693,000	750,000	715,000	760,000	715,000	
853		女		昭和36年生		560,000	620,000	578,000	630,000	598,000	
854		男		昭和17年生		598,000	615,000	598,000	615,000	550,000	
855		女		昭和39年生		522,000	520,000	506,000	510,000	506,000	
856		女		昭和25年生		400,000	405,000	400,000	405,000	424,000	
857		男		昭和35年生		595,000	638,000	605,000	643,000	610,000	
858		女		昭和39年生		514,000	521,000	519,000	526,000	526,000	
859		女		昭和27年生		373,000	394,000	354,000	394,000	354,000	
860		女		昭和23年生		359,000	390,000	364,000	397,000	364,000	
861		女		昭和25年生		465,000	461,000	472,000	470,000	433,000	
862		女		昭和15年生		492,000	523,000	492,000	513,000	483,000	
863		女		昭和46年生		436,000	469,000	396,000			
864		女		昭和17年生		415,000	418,000	420,000	430,000	431,000	
865		男		昭和50年生		386,000	397,000	396,000	402,000	382,000	
866		女		昭和44年生		387,000	398,000	392,000	405,000	404,000	
867		女		昭和23年生		588,000	610,000	600,000	620,000	610,000	
869		女		昭和28年生		367,000	389,000	377,000	404,000	377,000	
870		女		昭和30年生		453,000	433,000	458,000	440,000	458,000	
871		女		昭和34年生		463,000	443,000	468,000	450,000	468,000	
872		男		昭和39年生		450,000	495,000	475,000	517,000	530,000	
873		女		昭和48年生		440,000	450,000	445,000	452,000	448,000	
874		女		昭和49年生		370,000	410,000	385,000	417,000	403,000	
875		男		昭和37年生		567,000	588,000	572,000	593,000	580,000	
876		女		昭和20年生		313,000	338,000	318,000	340,000	322,000	
877		女		昭和53年生		365,000	403,000	380,000	413,000	404,000	
878		女		昭和25年生		467,000	476,000	482,000	500,000	500,000	
879		女		昭和33年生		420,000	442,000	435,000	452,000	435,000	
880		女		昭和31年生		472,000	327,000	477,000	481,000	477,000	
881		女		昭和54年生		115,000	359,000	352,000	367,000	366,000	
882		女		昭和14年生		290,000	295,000	293,000	300,000	295,000	
883		女		昭和28年生		345,000	372,000	352,000	382,000	352,000	
884		女		昭和37年生		410,000	440,000	415,000	445,000	420,000	
885		男		昭和54年生		310,000	354,000	320,000	354,000	316,000	
886		男		昭和56年生						210,000	
887		女		昭和52年生		344,000	352,000	360,000	370,000	371,000	
888		男		昭和55年生		330,000	372,000	337,000	379,000	369,000	
889		女		昭和55年生		330,000	384,000	337,000	391,000	376,000	
890		女		昭和53年生		368,000	402,000	380,000	405,000	390,000	
891		女		昭和55年生		425,000	466,000	435,000	473,000	460,000	
892		男		昭和56年生		320,000	334,000	330,000	368,000	352,000	
893		男		昭和35年生		340,000	380,000	350,000	388,000	374,000	
894		女		昭和47年生		310,000	330,000	186,000	50,000	153,000	

(別紙)

項番	基礎年生	氏名	性別	生年生	住所	申立期間(賞与支給日)及び標準賞与額					備考
						平成15年生	平成15年生	平成16年生	平成16年生	平成17年生	
895		男		昭和53年生		328,000	372,000	340,000	375,000	314,000	
896		女		昭和34年生		315,000	341,000	325,000	356,000	335,000	
897		女		昭和45年生		93,000	280,000	280,000	290,000	285,000	
898		女		昭和37年生		67,000	440,000	426,000	450,000	446,000	
899		男		昭和39年生			301,000	903,000	948,000	908,000	
900		女		昭和38年生				543,000	760,000	764,000	
901		女		昭和43年生			47,000	246,000	280,000	288,000	
902		女		昭和44年生				118,000	276,000	286,000	
903		女		昭和57年生				205,000	480,000	493,000	
904		男		昭和26年生				264,000	600,000	600,000	
905		女		昭和56年生				160,000	380,000	406,000	
906		女		昭和56年生				155,000	375,000	416,000	
907		男		昭和48年生				105,000	270,000	310,000	
908		男		昭和46年生				94,000	252,000	290,000	
909		男		昭和50年生				63,000	316,000	312,000	
910		女		昭和42年生				81,000	567,000	581,000	
911		女		昭和44年生				32,000	316,000	322,000	
912		女		昭和34年生				22,000	247,000	270,000	
913		女		昭和43年生					224,000	300,000	
914		男		昭和28年生					344,000	600,000	
915		男		昭和42年生					310,000	596,000	
916		女		昭和58年生						86,000	
917		男		昭和58年生						86,000	
918		女		昭和58年生						101,000	
919		女		昭和56年生						114,000	
920		男		昭和56年生						160,000	
921		女		昭和57年生						114,000	
922		男		昭和49年生						57,000	

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を、平成15年8月21日及び同年12月25日について31万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月21日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年7月29日
④ 平成16年12月29日
⑤ 平成17年7月29日

A事業所から、申立てに係る賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、年金記録に反映されていないことが分かった。正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、A事業所が提出した賞与支払明細書から、申立人が事業主から賞与の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該賞与支払明細書の厚生年金保険料控除額から、申立人の標準賞与額の記録を、平成15年8月21日及び同年12月25日については31万5,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該賞与に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料を納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行

っておらず、事業主は当該期間に係る申立人の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③、④及び⑤については、上述の賞与支払明細書を見ると、申立人が事業主から賞与の支給を受けているものの、当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

なお、当該期間当時、申立人は既に70歳を超えており、厚生年金保険の被保険者となれない者であったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間③、④及び⑤について、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成3年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成3年10月から6年10月までは24万円、同年11月から8年9月までは30万円、同年10月から9年6月までは28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年5月1日から同年10月1日まで
② 平成3年10月1日から9年7月31日まで

申立期間①について、オンラインの記録では、A社における厚生年金保険の加入期間が平成3年10月1日から9年7月31日までとなっているが、自分は3年5月1日から勤務して給料から厚生年金保険料も控除されていたので正しい記録に訂正してもらいたい。また、申立期間②に係るオンライン記録の標準報酬月額についても、給与支給明細書と合致していないので適正な金額に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が所持している給与支給明細書及び元同僚の証言により、申立人が平成3年5月1日からA社に継続して勤務し、当該期

間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人が平成3年5月1日にA社において被保険者資格を取得したとする届出や、その後に事業主が行うべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などのいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が同年10月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び厚生年金保険の保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人が所持している給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立人の標準報酬月額を平成3年10月から6年10月までは24万円、同年11月から8年9月までは30万円、同年10月から9年6月までは28万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が平成3年10月から9年6月までの全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与支給明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成8年5月から9年9月までは32万円、同年10月及び同年11月は30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年5月1日から9年12月31日まで
社会保険事務所にて厚生年金保険の記録を調べてみたところ、申立期間の標準報酬月額について、さかのぼって減額されている。正しいものに直してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年5月から9年9月までは32万円、同年10月及び同年11月は30万円と記録されていた。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、平成9年12月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、その直前の同年12月24日付けで、申立人を含む7人の標準報酬月額の記録が遡^{そきゅう}及して引き下げられているとともに、8年10月及び9年10月の2度にわたる定時決定が取り消されている上、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、9万8,000円に記録訂正されていることが確認できる。

また、申立人が提出した申立期間の一部についての給与明細書から、当該訂正処理前の標準報酬月額に見合う給与支給及び保険料控除がなされていることが確認できる。

さらに、事業主の連絡先が不明であり、当時の事情を聴取することはできないものの、当時の取締役及び複数の元従業員から、当該遡^{そきゅう}及訂正処理が行われた平成9年ごろには、会社の経営状況が悪化しており、厚生年金保険料も滞納していた旨の証言を得ている。

これらを総合的に判断すると、平成9年12月24日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った^{そきゅう}当該遡及訂正処理に合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、^{そきゅう}当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出たとおり、8年5月から9年9月までの期間は32万円、同年10月及び同年11月の期間は30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（56万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 2 月 1 日から 17 年 9 月 1 日まで

ねんきん定期便が届いて年金記録を確認したところ、A社における平成16年2月から17年8月までの標準報酬月額が、実際に支給されていた給与によるものより低くなっていた。給与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が加入するB厚生年金基金から提出された基金資格記録証明書によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（56万円）であることが確認できる。

また、当該事業所及び当該基金から、申立期間当時、社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金への届出用紙は複写式であり、同一の内容のものが提出され、当該基金ではそれに基づき厚生年金基金の加入員台帳に記録をしている旨の回答を得た。

さらに、当該事業所及び当該基金から提出された健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届（社会保険事務所の確認印及び基金の受付印がある。）から、同一の内容で、申立人の申立期間に係る標準報酬月額が56万円に決定されたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主が、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を56万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和55年3月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年3月16日から同年4月16日まで

私は、昭和42年3月20日にC社（現在は、D社）に入社し、63年9月15日に退職したが、その間1か月も空くことなく厚生年金保険に加入していたはずである。同社が記入した年金手帳の記録でも、申立期間はA社B事業所に配属された期間となっており、厚生年金保険被保険者となっていないことは納得できないので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、年金手帳の被保険者記録、昭和63年退職所得の源泉徴収票・特別徴収票、D社から提出を受けた退職証明書及び労働者名簿により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和55年3月16日にC社E支社F事務所からA社B事業所に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和55年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社は不明としているが、同社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の資格取得日が昭和55年4月16日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、そ

の結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成15年4月1日から16年9月18日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を、15年4月から16年7月までは19万円、同年8月は17万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、平成15年12月25日及び16年8月20日について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立てに係る標準賞与額の記録を15年12月25日及び16年8月20日について20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年4月1日から16年9月18日まで
② 平成15年12月25日
③ 平成16年8月20日

年金記録確認栃木地方第三者委員会から、A社に勤務していた頃と同僚についてアンケートに協力してほしいと依頼があり、回答と給料支払明細書を同委員会に返送したが、私の記録についても誤りがないか調査していただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された申立期間当時の給料支払明細書において確認できる報酬月額から、平成15年4月

から16年7月までは19万円、同年8月は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、誤った報酬月額で届出を行ったことを認めていることから、事業主は、給与支払明細書で確認できる報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②及び③について、申立人から提出された申立期間当時の賞与支払明細書の賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から、申立人は、申立期間②及び③について20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与の届出を社会保険事務所に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

栃木国民年金 事案 701

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 1 月まで
就職するまで実家で農業を手伝っていたので、その間、父親が国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれていたのを定かではないが覚えているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとするその父親は既に他界しており、申立人自身はその手続に直接関与していないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 38 年 2 月から平成 9 年 10 月まで共済組合の被保険者となっている上、国民年金手帳記号番号払出簿からは、現在に至るまで国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できず、市町村に照会しても、申立人に係る国民年金被保険者名簿は存在しないと回答している。

さらに、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 702 (事案 303 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から45年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から45年12月まで

昭和46年1月に市町村役場に出向き、国民年金の加入手続をして、その場で42年6月から45年12月までの保険料をさかのぼって納付したはずなので、申立期間が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が当初交付された国民年金手帳には昭和42年6月10日資格喪失と記載されており、2回目に交付された国民年金手帳についても、交付時点では46年1月11日資格取得と記載されていたことが確認できる上、申立人は、申立期間のうち42年6月から44年4月までは厚生年金保険被保険者になっているとともに、同年5月から45年12月までは厚生年金保険被保険者の妻であったことから、任意加入期間でありさかのぼって、国民年金に加入することはできないなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年7月31日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、再申立てに当たり写真を提出しているが、当該写真は申立期間以前のものであって国民年金保険料納付に直接関連するものではなく、かつ、申立人から再聴取しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情はうかがえず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年2月から平成3年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年2月から平成3年9月まで
申立期間の保険料は、金融機関や市町村の窓口で納付したはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続については記憶していないとしており、申立期間の保険料を納付したとする市役所についても、申立人が20歳に到達した昭和59年*月の時点では、別の市町村に住民登録されていたことが戸籍の附票から確認できるなど、当時の記憶はあいまいである。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年5月に払い出されており、この時点で申立期間の大半は時効により納付することができない期間であるとともに、申立人から聴取しても、現在所持しているもの以外の年金手帳を見た記憶は無いとしているなど、別の記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、平成3年10月から5年3月までの保険料を過年度納付しており、このうち3年10月から4年3月までの保険料については、5年11月に、この時点で時効となっていない期間を最大限さかのぼって納付していることから、これ以前の期間については時効により納付できなかった可能性が考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年5月から8年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年5月から8年3月まで
申立期間については、当時、私が簿記の学校に通う学生であったので、亡くなった母が学生免除の手続を行っていたはずであり、免除とされていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入及び免除申請の手続を行ったとする母親は既に亡くなっており、申立人自身は国民年金の手続に直接関与していないことから、申立期間における加入状況及び免除申請の状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は平成9年9月に払い出されており、申立人から聴取しても、現在所持しているもの以外の年金手帳を見た記憶は無いとしているなど、別の記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金未加入であったと推察され、その母親が、国民年金未加入であった申立人の免除申請を行ったと推認することは困難である。

なお、申立人が申立期間において、学生免除制度の適用を受けるためには、学校教育法に定める学生であることが要件となるが、申立人からの聴取内容によると、1日の学習時間は3、4時間であったとしており、この要件を満たしていなかった可能性も考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料について、免除されていたものと認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 928 (事案 198 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月4日から34年9月12日まで
昭和20年5月4日から34年9月12日までのA社B工場での被保険者記録について、脱退手当金を受給したこととなっているが、受け取った覚えが無いため、当該期間について脱退手当金の支給の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が勤務していた事業所において、脱退手当金を支給決定された者のうち複数の同僚の証言から、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が考えられる上、厚生年金保険の資格喪失日から約3か月後に脱退手当金の支給決定がされており、結婚による氏名変更等も適正に行われているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないなどとして、既に平成20年12月25日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、当委員会の結論に納得がいかないと主張しているが、記録訂正につながる新たな資料は提出しておらず、申立人及び実姉から再聴取したが、新たな事情は見当たらなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

昭和 17 年 1 月に、A 事業所の下請であった B 事業所に入社し、同年 12 月に入隊するまで勤務していたが、その間の年金記録が無い。年金手帳には、初めて厚生年金保険の被保険者となったのが昭和 17 年 1 月 5 日と記載されており、制度の施行は同年 6 月 1 日からなので、この日から加入しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 17 年 12 月に入隊するまで継続して勤務していた。」と主張しているが、B 事業所は既に解散している上、当時の同僚等も死去し、証言も得られないことから、申立期間における勤務の実態を明らかにすることができない。

また、労働者年金保険被保険者台帳によると、申立人及び申立人が同僚として名前を挙げた 2 名とも、労働者年金保険制度の施行日の前日である昭和 17 年 5 月 31 日に資格喪失していることから、B 事業所が、制度の施行にあたり、準備期間中に資格取得させていた者の一部について、被保険者としての要件を満たさなくなったなどの理由により資格喪失の届出を行った可能性も考えられる。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）と労働者年金保険被保険者台帳の記録は一致している。

このほか、申立人が、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から 12 年 2 月 29 日まで
ねんきん定期便を見て、申立期間の標準報酬月額が 9 万 2,000 円になっていたことを知った。申立期間当時、私はA社の代表取締役で、月額 41 万円の報酬だったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成 10 年 4 月から 12 年 1 月までは 41 万円と記録されていたが、当該事業所が適用事業所でなくなった 12 年 2 月 29 日以降の同年 3 月 9 日付けで、さかのぼって 9 万 2,000 円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できることから、申立人は、「社会保険事務所（当時）に出向き、社会保険からの脱退と保険料の滞納金の減額を提示してもらったが、標準報酬月額の変更の話は聞いていない。」と証言している。

しかし、社会保険事務所が、事業主であった申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったとは考え難いことから、申立人は標準報酬月額の減額処理に同意したと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月21日
② 平成15年12月25日
③ 平成16年7月29日
④ 平成16年12月29日
⑤ 平成17年7月29日

A事業所から、申立てに係る賞与を支給した際、社会保険事務所（当時）に届出を行っていなかったため、年金記録に反映されていない可能性があるという事実は聞いた。そのような事実があるなら、正しい記録に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④及び⑤について、A事業所が提出した賞与支払明細書を見ると、申立人が事業主から賞与の支払を受けているものの、当該賞与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

なお、申立人は申立期間当時、既に70歳を超えていることから、厚生年金保険の被保険者となれない者であり、事実、オンライン記録を見ても、申立期間以前に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 2 月 10 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 5 年 9 月 2 日から 6 年 2 月 1 日まで

A社B工場及びC社に勤務した期間のうち、最初の数か月間について厚生年金保険の被保険者記録が抜けている。給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、当該申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚等の証言から、申立人が申立期間において、A社B工場に勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録及び事業所の回答から、厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和 59 年 4 月 1 日である同僚の採用年月日を調査したところ、15 名の同僚が確認でき、この全員が同年 2 月 10 日に採用されており、同社は当時、一定期間内に採用した者を同年 4 月 1 日にまとめて厚生年金保険に加入させていたことが認められる。

また、当該事業所における厚生年金保険の加入の取扱いについて、申立人と同様に昭和 59 年 2 月 10 日に採用され、同年 4 月 1 日に資格を取得した同僚 2 名に照会したところ、申立期間当時は試用期間であり、厚生年金保険には加入せず、給与から保険料は控除されていなかった旨を証言している。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び事業主の証言から、申立人が申立期間において、C社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、厚生年金保険の加入の取扱いについて、事業主に確認したところ、申立人は当時、短時間労働者として入社し、試用期間も設けていたために入社と同時に厚生年金保険の加入の手続をせず、保険料控除も行っていないとしている。

また、事業主から提出のあった申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険

者資格取得届から、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間内の平成5年6月26日から6年2月1日までの期間において、国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

なお、申立期間①及び②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、申立人が申立期間①及び②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 8 月 29 日から 47 年 5 月 15 日まで
厚生年金保険の記録を確認したところ、A社に勤務していた期間が抜けている。入社後すぐに厚生年金保険被保険者証を会社に持って行き社会保険の加入手続を行った記憶がある。給与からも厚生年金保険料が控除されていたはずなので、当該申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の複数の同僚の姓のみしか覚えていないことから、特定することができない上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票においても、当該複数の同僚の氏名は確認できない。

また、事業主は、当時の資料が無く、申立期間に申立人が勤務していたことについては不明と回答しているため、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の加入状況などについて確認することができない。

さらに、事業主は、「当時は短期間で辞めてしまう人が多かったため、直ぐには社会保険に加入させていなかった。」としている。

加えて、オンライン記録から連絡先が判明した当時の同僚は、試用期間があったとしているが、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除については、具体的な供述を得ることができなかった。

なお、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健康保険証の整理番号に欠番も無い上、雇用保険の加入記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。